

島根県設計・測量・調査等業務成績評定要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的) 第1 〔略〕</p>	<p>(目的) 第1 〔略〕</p>
<p>(評定の対象) 第2 〔略〕</p>	<p>(評定の対象) 第2 〔略〕</p>
<p>(評定者) 第3 〔略〕</p>	<p>(評定者) 第3 〔略〕</p>
<p>(評定の時期) 第4 〔略〕</p>	<p>(評定の時期) 第4 〔略〕</p>
<p>(評定の方法) 第5 〔略〕 2. 〔略〕 3. 〔略〕 4. 〔略〕</p>	<p>(評定の方法) 第5 〔略〕 2. 〔略〕 3. 〔略〕 4. 〔略〕</p>
<p>(評定の報告) 第6 〔略〕</p>	<p>(評定の報告) 第6 〔略〕</p>
<p>(評定結果の通知) 第7 〔略〕</p>	<p>(評定結果の通知) 第7 〔略〕</p>
<p>(評定の修正) 第8 〔略〕 2. 〔略〕</p>	<p>(評定の修正) 第8 〔略〕 2. 〔略〕</p>
<p>(説明請求等) 第9 〔略〕 2. 〔略〕 3. 〔略〕</p>	<p>(説明請求等) 第9 〔略〕 2. 〔略〕 3. 〔略〕</p>
<p>(評定結果の公表) 第10 〔略〕</p>	<p>(評定結果の公表) 第10 〔略〕</p>
<p>(島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領) 第11 〔略〕</p>	<p>(島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領) 第11 〔略〕</p>
<p>(附則) この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。 <u>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(附則) この要領は、平成18年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年4月1日から施行する。 この要領は、平成20年6月1日から施行する。 この要領は、平成24年1月1日から施行する。</p>

(別紙1) 島根県委託業務成績評定点通知公表実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1 〔略〕</p> <p>(対象委託業務等)</p> <p>第2 〔略〕</p> <p>(評定点の通知及び公表)</p> <p>第3 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. 〔略〕</p> <p>(説明請求)</p> <p>第4 〔略〕</p> <p>(説明請求の提出)</p> <p>第5 〔略〕</p> <p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第6 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. 〔略〕</p> <p>4. 〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年1月1日から施行する。</p> <p><u>この要領は、平成26年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1 〔略〕</p> <p>(対象委託業務等)</p> <p>第2 〔略〕</p> <p>(評定点の通知及び公表)</p> <p>第3 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. 〔略〕</p> <p>(説明請求)</p> <p>第4 〔略〕</p> <p>(説明請求の提出)</p> <p>第5 〔略〕</p> <p>(説明請求に対する回答)</p> <p>第6 〔略〕</p> <p>2. 〔略〕</p> <p>3. 〔略〕</p> <p>4. 島〔略〕</p> <p>附則</p> <p>この要領は、平成18年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成20年6月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成24年1月1日から施行する。</p>

別紙 考査基準 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">考査基準</p>	<p>別紙</p> <p style="text-align: center;">考査基準</p>
<p>1. 〔略〕</p>	<p>1. 〔略〕</p>
<p>2. 〔略〕</p>	<p>2. 〔略〕</p>
<p>3. 〔略〕</p>	<p>3. 〔略〕</p>
<p>4. 〔略〕</p>	<p>4. 〔略〕</p>
<p><u>5. 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い。</u></p> <p><u>対象業務が、複数の業務にまたがる場合においては、業務の目的、金額を勘案し、原則として主たる業務の採点表を適用する。</u></p> <p><u>ここで、「主たる業務」の取扱いについては、以下を参考とする。</u></p> <p><u>・対象部分のどれかが100万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみなす。</u></p> <p><u>・対象部分の複数が100万円を超えるとき、もしくはどれも100万円を超えない場合に</u></p> <p><u>は、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定する。</u></p> <p><u>これらの取扱いは、(主任) 監督員及び完了検査員で決定する。</u></p>	<p>5. 委託した業務が複数の業務にまたがる場合の「主たる業務」は、原則として以下の優先順位により該当する考査表を選定し考査するものとする。</p> <p>① 建設コンサルタント業務</p> <p style="padding-left: 20px;">① 詳細設計 ② 概略(予備)設計</p> <p>② 補償コンサルタント業務</p> <p>③ 地質調査業務</p> <p>④ 測量業務</p>
<p>6. 〔略〕</p>	<p>6. 〔略〕</p>
<p>7. 〔略〕</p>	<p>7. 〔略〕</p>
<p>8. 〔略〕</p>	<p>8. 〔略〕</p>
<p>9. 〔略〕</p>	<p>9. 〔略〕</p>